富士市森林墓園

【募　集　案　内　書】
〔令和６年１２月承認版〕

◎ 所　在　地	富士市桑崎９９１番地の１１
◎ 募集墓所数	９２墓所 芝生墓所　　３区から４７区の空墓所　１７墓所 普通墓所　１０区から６３区の空墓所　７５墓所
◎ 墓所の面積	約４平方メートル
◎ 使　用　料	１墓所 ５００,０００円(一括払込み)
◎ 管　理　料 （消費税１０％込み）	芝生墓所：6,600円（年間）今回　２，２００円 普通墓所：5,500円（年間）今回　１，８３０円
◎ 申込み受付期間	令和６年１１月８日（金）～ 令和６年１１月２２日（金） （土曜日・日曜日・祝日は除く）
◎ 申込み受付時間	午前８時３０分～午後５時００分まで
◎ 申込み受付場所	富士市役所　環境部　環境総務課（１０階） 電話　５５－２７６８
◎ 申込みに必要な書類	案内書３頁の「３　申込みに必要な書類等」をご覧ください。
◎ 使用予定者（区画）決定通知	令和６年１１月２８日（木）発送予定 抽選により決定した墓所を通知させていただきます。 申込みの順番は、抽選の結果に影響しません。 ※　落選した場合も、その旨通知いたします。
◎ 承認申請受付期間	令和６年１２月２日（月）～令和６年１２月１６日（月） （土曜日・日曜日は除く）

※ 案内書の内容をよく確認の上、応募してください。

１　応募資格　（条例第３条）

条例：富士市森林墓園条例
規則：富士市森林墓園条例施行規則

応募できる方は、下記について該当する方に限ります。

○令和５年１１月８日以前から富士市に居住し、市の住民基本台帳に記載されている人

〔注意事項〕

- 申込者が墓所使用者となりますので、申込みの時に注意してください。
- 直接お申込みください。代理の方でも受け付けますが、郵送での受付はできません。
- 申込者自ら使用したい墓所を選べますが、第１希望が他の方と重複した場合は第２希望、第２希望が重複した場合は第３希望の墓所となることがあります。第５希望まで選べますが、当選した際に、使用したい墓所のみを記載してください。
- 墓所使用の申込みは、所定の書類が揃っていれば受け付けます。受付後、受付番号の入った使用区画希望届の写しをお渡しします。
- 受付した書類の内容を審査し、不備等がある場合には直接本人に連絡いたします。
- 永代供養を目的とした墓園ではありません。（墓所を継いでいくことが前提となります。）

２　使用上の遵守事項

※　富士市森林墓園条例に基づく、使用者に遵守していただく主なことは、次のとおりです。

○　使用の承認　（条例第６条）

- 使用予定者に決定された方は、市長に墓所使用の申請をして使用承認を受けていただきます。
- １世帯１区画といたします。（同一の焼骨を埋蔵する目的で、別世帯として申込むことは不可）

○　使用者の義務　（条例第７条）　※「焼骨等」＝焼骨及び遺品

- 墓所を焼骨等の埋蔵以外の目的をもって使用できません。（ペット等のものは不可）
- 墓所の使用権を他人に譲渡及び転貸はできません。
- 墓園の管理上支障とならないようにしていただきます。

○　措置命令　（条例第８条）

- 墓園の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な措置を執ることを要請することがあります。

○　使用料　（条例第９条）

- 墓所の使用承認の際、所定の使用料を一括納入していただきます。
  使用料を納入することにより、所定の区画を墓地として使用する「墓所使用権」が承認されます。土地を購入することではありません。（底地の名義は富士市です。）

○　管理料　（条例第10条）

- 墓園全体の維持管理のため、芝生墓所6,６００円、普通墓所5,５００円を管理料として毎年度納入していただきます。（条例改正により改定されることがあります。）
- 納入方法は、毎年４月に納入通知書を送付いたしますので、その用紙にて富士市指定金融機関等へ納めていただきます。電子申請システムを用いたオンライン決済もご利用できます。管理システムの都合により**口座引落しでの収納は行っておりません。**

○　管理料の免除　（条例第11条）

- 使用者が生活保護法の規定による保護を受けているとき、又は、受けるようになった時は市長に管理料の免除を申請することができます。

○　使用料及び管理料の不還付　（条例第12条、第12条ただし書き）

・既納の使用料及び管理料は還付いたしません。ただし、使用者が墓所の承認を受けた日から起算して２年以内に未使用のまま墓所を返還(使用権の放棄)したときは、使用料の２分の１に相当する金額を返還いたします。（未使用＝碑石等の設置及び納骨等がなされていない状態）

○　使用承認の取消し　（条例第13条）

・次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用承認を取消すことがあります。

⑴使用者が偽り又は不正の手段により使用の承認を受けた事実が判明したとき。

⑵使用者が５年間管理料を納入しないとき。

⑶使用者が死亡し、祭祀を主宰すべき者がいないとき。

⑷使用者が行方不明となって５年が経過し、祭祀を主宰すべき者がいないとき。

⑸使用者が法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

⑹その他市長が管理上必要と認めるとき。

○　無縁墓所に係る処理（条例第14条）

・使用者が死亡又は行方不明により祭祀を主宰すべき者がいないことにより墓所の使用の承認を取り消したときは、当該墓所に係る焼骨や碑石等を無縁として処理することがあります。

○　墓所使用権の承継　（条例第15条）

・使用者の死亡その他の理由により当該使用者に代わって祭祀を主宰することになった方は、当該使用者の墓所の使用権を承継することができます。使用権を承継しようとする方は、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

○　墓所の返還　（条例第16条）

・墓所を使用する必要がなくなり、返還しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければいけません。

○　原状回復義務　（条例第17条）

・墓所の使用の承認を取り消されたとき、又は墓所を返還するときは、当該墓所を原状に回復していただきます。

・原状に回復されない場合はこれを代行し、その費用を前使用者に納入していただきます。

○　碑石等の制限　（条例第18条）

・使用者の負担で碑石等を建立していただきます。

・墓所に碑石等を設置する場合は、別表-1,2(４頁参照)の設置基準に従わなければなりません。

・基準に違反した場合は、使用者に期日を定めて改善又は撤去を要請し、それを代行するときは、その費用を使用者に納入していただきます。

３　申込みに必要な書類等　（規則第４条）

①　墓所使用申込書　**※消せるボールペンでの記入はしないでください。**

②　使用区画希望届

③　住民票の写し（直近のもので、申込者の世帯全員の本籍・続柄記載のもの）

④　本人確認書類（運転免許証、マイナンバー等）の写し

４　　使用予定墓所の決定

申込者は募集する墓所のうち使用を希望する墓所を第５希望まで選ぶことができます。申込時に使用区画希望届に希望する墓所区画（区・列・号）を記入して提出してください。

希望した墓所が他の方と重複したときは、抽選により決定し、決定した墓所を通知します。

※注意事項

- **第1希望の墓所で当選された方の使用キャンセルは原則不可とします。**
- **公正を期すため、申込みの際に他の方の申込み状況をお教えすることはしません。**

５　　墓所の使用承認申請　（条例第６条）

- 使用予定者に決定された方は令和６年１２月２日(月)から１２月１６日(月)の間に、墓所使用承認申請書を提出してください。併せて、墓所の使用料及び管理料を納入通知書により納入してください。（先に納入を済ませてください。）
- この期間中に、墓所使用承認申請書の提出 及び 所定の金額の納入が確認出来ない場合は使用予定者の選出は「無効」となりますので注意してください。

６　　墓所使用承認書の交付　（規則第６条）

- 墓所使用承認申請書が提出され、所定の使用料・管理料の納入確認後、墓所使用承認書の交付をいたします。この使用承認書は墓所の使用権の証書となるものであり、以後の墓石の建立、焼骨の埋蔵等にも必要となりますので大切に保管してください。

７　　碑石等設置基準　（条例第18条）　（規則第15条）

（１）　芝生墓所設置基準

別表-1

区　　分	設　　置　　基　　準
碑石等の種類及び数	墓碑、墓誌、香炉及び水鉢は各１基、塔婆立ては２基以内、 花立ては一対とすること。
墓碑の設置場所及び寸法	１　納骨施設（カロート）の上部に設置すること。 ２　高さは、７０センチメートル以内とすること。 ３　幅は、９０センチメートル以内とすること。 ４　奥行きは、９０センチメートル以内とすること。
そ　の　他	１　植栽等を行わないこと。 ２　囲いを設置しないこと。

（２）　普通墓所設置基準

別表-2

区　　分	設　　置　　基　　準
碑石等の種類及び数	墓碑、墓誌、香炉及び水鉢は各１基、塔婆立ては２基以内、 花立ては一対とすること。
墓碑の設置場所及び寸法	１　納骨施設（カロート）の上部に設置すること。 ２　高さは、１６０センチメートル以内とすること。 ３　幅は、９０センチメートル以内とすること。 ４　奥行きは、９０センチメートル以内とすること。
そ　の　他	１　樹木等を植えないこと。 ２　コンクリート等による舗装を行わないこと。 ３　外柵を設置しないこと。

８　　合葬式墓地について

令和５年４月から、森林墓園内にて、合葬式墓地（収蔵数 ５，０００体）の供用を開始しました。焼骨を永年に渡って合同で埋蔵するもので、お墓の承継や管理は必要ありません。料金は１体あたり５～１０万円で、随時申請を受け付けしておりますが、生前予約はできません。

詳細は、合葬式墓所募集案内書をご覧ください。

所在地案内

車で市役所から約４０分
富士市街より、こどもの国行きの案内標識に従い県道２４号【富士裾野線】を北上し丸火自然公園を通過後、富士市森林墓園の案内標識がありますので、県道を左折してください。

なお、現地までの公共交通機関はございませんのでご注意ください。

【 臨時送迎バスの運行について 】
お盆やお彼岸の年３回、森林墓園にお墓参りに行く方のために、臨時送迎バスを運行しています。
ご利用の方は、森林墓園管理事務所（☎２２-６１１６）へご連絡ください。
令和６年度は、８月１３日(火)、９月１９日(木)、３月２３日(日)の予定です。

◆お墓の向きは西向きか東向きになります。

◆当施設ではお寺(住職)や石材店の紹介は行っていません。

◆今回募集する墓所は、全て返還された墓所の再募集になります。

下記の２２墓所については、納骨や碑石設置があった墓所を原状回復した墓所になります。

４区　６列　２号、　４区１０列　８号、　５区　４列　５号、　５区１０列　５号、　６区　５列　３号
１０区　３列　５号、１２区　４列１１号、１２区　８列１０号、１７区　１列　２号、１７区　１列　６号
１９区　２列　５号、２８区　１列　８号、３０区　５列　８号、３０区　７列　５号、３１区　７列１１号
３２区　１列　５号、３２区　３列　７号、３６区　２列１２号、４４区　２列　２号、４４区　５列　４号
４９区　３列１２号、５９区　１列　６号

富士市森林墓園施設全体図

★ 施設への出入りは下入口からお願いいたします。（中・上入口は防犯上、施錠してあります。）
（お盆、お彼岸は、中・上入口は開けております。）